

グローバル

第 12 号

研究報告



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

目 次

デートDVとDV防止法

渡 邊 二 葉 …… 1

デートDVとDV防止法

渡邊 二葉

指導教員 常岡（乗本）せつ子

はじめに

2001年に制定された日本の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）は、その法律名に示されるように、制定当初、その対象は配偶者間つまり法律婚関係にある者及び「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（いわゆる事実婚関係）に限定されていた。その後、2004（平成16）年と2007（平成19）年の2度の法改正を経て、2012年現在では元配偶者の関係も対象とされるに至っている。DV防止法の保護の範囲は、法律婚関係そしてそれに準ずる事実婚関係内のみである。しかし、法規定の枠の外に置かれている「ドメスティック・バイオレンス（以下DV）」が存在する。

その一つが婚姻関係や事実婚関係にない「恋人間」で起こるいわゆる「デートDV」である。本論文では「デートDV」とは事実婚に満たない親密な関係内における暴力と定義する。デートDVは、その名のとおりDVであり配偶者間で起こるDVとその根本は共通したものである。にもかかわらず、日本では、配偶者間もしくは元配偶者間で起こるDVについてはDV防止法が適用されることとなっているが、デートDVはその対象外とされている。

デートDVが看過できないのは、日本社会においても近年性関係の低年齢化が進んでおり、「彼氏」「彼女」の関係になれば相手を束縛し、ときに性行為の強要や暴力の行使にも及ぶようなDVに通底する問題が存在するからである。現在デートDVについてはストーカー規制法で対処されることになっているが、それでは問題の本質にそぐわず不十分であるといえる。

そもそもDV防止法の前文には「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われて」いるとある。したがって本来的にはデートDVの被害者もDV防止法で救済されるべきであるといえる。

第1章 日本におけるデートDVの現状と関連諸法

DVとは、直訳すると「家庭内の暴力」だが、「配偶者・パートナー・恋人などの親密な関係にある者からの暴力」という意味で用いられる。その「暴力」という言葉には、身体的な暴力だけではなく、言葉による侮辱、脅かし、行動の監視、酷使、精神的翻弄、経済的な搾取、性的暴力なども含まれる¹⁾。実際、DVは男性から女性への暴力であることが多いが、同性間や女性から男性への暴力も存在し、親密な関係の中でおこる暴力をさすものである。ここでは、DVは一見対等な権力関係にある二者の私的な場面での、権力の非対称性によるある者から一方への暴力と定義されている。男性から女性へという一方の性からの暴力が著しく多いという事実は、DVがジェンダー秩序に深くかかわっている暴力であることを表している。

2001（平成13）年4月13日に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が公布された。これにより、それまで民事不介入の原則の名の下に見逃されてきた親密な関係における暴力が、犯罪行為と明記されることになった。民事不介入の原則とは公権力は私人間の問題には介入しないという原則である。この原則の下では、親密な関係における暴力に対して公権力が介入することが難しく、刑事事件にもできないという現実があった。公的領域においては犯罪行為として刑事罰の対象となる行為が、個人的で親密な関係の中においては放任されてきたのである。この私的領域における男女間の暴力に初

めて法的な規制の及んだ意義は大きい。だが、その法の適用範囲は現在の法律婚関係とそれに準ずる事実婚関係のみに限られるという決定的な欠陥をはらんでいた。

2001（平成13）年法は、3年後を目安として状況の勘案、検討が加えられると規定していた。2004（平成16）年、2007（平成19）年と2度の改正を経るなかで元配偶者についてのみ適用範囲が広がられてきたが、現行法においてもなお恋人、元恋人は対象とされていないままである。未だ恋人関係がDV防止法の対象とされていないのは、DV防止法制定時、法務委員会で恋人からの暴力について「暴力の特徴が一般的な暴力と異ならないので対象とはできない」と答弁されている²⁾が、その含意するところが、恋人関係の暴力については公的領域における一般犯罪と同列に扱おうとの判断が示されていることによるのであろう。だが、実際には恋人関係は公的な領域よりもむしろ私的な領域に属するため、一般犯罪と同列に扱われることは非常に困難で、結果としてそこに存在する暴力を放任することになっている。つまりDV防止法は、DVの根本的な原因を捉えた上で制定されたのではなく、DV防止法において対象とされている現在及び過去の配偶者間、事実婚関係の間の暴力の犯罪化にのみ焦点が絞られたものとなっている。

DV防止法の対象が婚姻関係、事実婚関係、元配偶者関係に限定されているという現状では、親密な関係で起こる暴力のひとつである恋人間での暴力、すなわちデートDVが看過されている。現在恋人間で起こる暴力に関してはストーカー規制法で対処されることとなっているが、ストーカー規制法をもってDV問題に対処しようとするのは、ストーカーとDVでは問題点の性質が異なっているため、根本の解決にはつながらない。ストーカー規制法で対処することができるのだから問題ないという主張は次に述べるように、デートDVの問題性をまったく理解していない言説といえる。デートDVの本質はDVに特有のものであることから、デートDVに関してもDV防止法の中に組み込まれ解決される必要がある。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下、ストーカー規制法）は、2000（平成12）年に制定された法律である。埼玉県桶川市の女子大生刺殺事件が社会に与えた衝撃は法整備に拍車をかけた一因である。ストーカー規制法は、その目的を「ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資すること」（第1条）に置いている。DV防止法が人権の擁護と男女平等の実現を掲げジェンダーの問題としての暴力を想定しているのに対し、ストーカー規制法はあくまでも平穏な生活に資するためのものとなっている。

ストーカー規制法では、特定の者に対する恋愛感情に限定して、つきまとい行為及びストーカー行為を禁止しており、警察は行為者に対して警告と禁止命令を出すことが出来る。ストーカーという行為が犯罪として明記されたことは意義のあることである。そして上述のようにDV防止法の対象外とされているデートDV被害者はこのストーカー規制法で対処されているのが現状である。しかしながら、ストーカー規制法は「ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うもの」（第7条）とあるように、その被害を自ら申し出る親告罪である。DVの被害者は、そのほとんどが自ら訴えることが出来ない状況下にいるのであり、それこそがDVの大きな問題点である。DVの被害者は自分がその当事者であることに気づかず苦しい思いをしていたり、加害者に脅され申し出ることが出来なかったり、自尊心をなくし行動を起こす気力を奪われたりしているのである。このDVの特異性は、DV防止法の対象とされていないデートDVの被害当事者についても当てはまる。したがって、デートDV被害者をストーカー規制法で救済することが出来ると主張するのは筋違いである。

ストーカー規制法では被害者への援助の措置として、被害防止交渉を円滑に行うために必要な事項の連絡、相手方の連絡先の教示、交渉方法等の助言、民間団体等の紹介、交渉場所の提供、防犯機器の教

示・貸出し等が用意されているが、これらは被害者にとって「一遍の案内にすぎないようなもの」³⁾であり、デートDV被害者の救済としては不十分である。さらに被害者の精神的ケアや避難先の確保など、被害者支援システムが規定されていない⁴⁾ために被害者の救済という観点を持つに至っていない。そして、ストーカー規制法はすべての手続きが警察・公安委員会に任されている。ストーカー殺人事件の事例にみられるように、警察が動き出す前に事態が深刻化し、生命の危機にさらされることがある。恋人間のDVが被害者の尊厳と自由を奪い殺人事件にまで発展する深刻な問題であることに對してあまりにも不十分な対策しかとられていない。

つまり、ストーカー規制法はその被害を自ら申し出る必要のある親告罪である点や、被害者への救済がデートDVの対処にあたり不十分である。

第2章 アメリカにおけるデートDVへの対応

アメリカにおいてもDVの問題は日本と同様に古くから潜在的に存在していた。1970年代に活発化したBW運動（The Battered Women's Movement）のなかで女性たちは自身の経験と問題意識を反映する「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を誕生させた。ここでようやく女性の尊厳を侵害してきた行為の問題性に焦点があてられることとなった。しかしながら日本では、アメリカのBW運動や女性に対する暴力防止法の名にみられるような「男性による女性への暴力」という視点が少なからず抜け落ちてしまい、DVを「家庭内暴力」という配偶者間、事実婚間での問題と捉えてしまっている。このことがDV被害者を限定的な範囲に押しとどめてしまっている原因といえるだろう。

アメリカでは、逮捕された加害者は裁判所命令で加害者プログラムに参加することを命ぜられた場合、プログラムに参加しなければならない。加害者に対処する視点を抜きにしてDVの根本的解決は望めない。日本においても、加害者プログラムが必要である。

第3章 女性に対する暴力への国際的な施策

女性への暴力に対し明確な記載はないものの、世界人権宣言や国際人権規約によって、半世紀以上も前から性による差別が禁止されており、人権として男女の平等が掲げられてきた。

1979年の第34回国連総会において採択された女性差別撤廃条約では、あらゆる形態の差別の撤廃を目的とし、性や生殖など私的領域にかかわる問題を女性の権利として構成した。日本は1985年に締結した。

1992年、女性差別撤廃委員会は女性に対する暴力を扱っている一般的勧告19号を発表した。同勧告は、法的枠組みに関して締結国に以下のことを勧告した。

家族間の暴力、虐待、レイプ、性暴力、および他のジェンダーに起因する暴力に対して、法がすべての女性に適切な保護を与え、女性の保全と尊厳を尊重することを確保すること（パラグラフ24(b)）

ジェンダーに起因する暴力から女性を効果的に保護するために必要とされるすべての法的、およびその他必要な措置を講ずるべきである。それには、刑事罰による制裁や民事的救済保障の提供を含む、女性をあらゆる種類の暴力から保護するための効果的な措置が含まれること（パラグラフ24(t)）

1993年国連総会は、女性に対する暴力撤廃宣言を採択した。DVは国が対処すべき国際的な人権問題になったのである。女性に対する暴力撤廃宣言は、DVを「ジェンダーに基づく暴力」と位置づけるとともに「女性に対する暴力は、男性が女性を支配および差別し、女性の完全な発展を妨げる結果となっ

た男女間の不平等な力関係を歴史的に明らかに示すもの」であり、「女性が男性に比べて従属的な地位に置くことを余儀なくされる重大な社会機構のひとつ」だと明快に指摘する（前文⁵⁾）。

1995年に北京で開かれた第4回世界女性会議において採択された北京行動綱領では、各政府に以下のことを求めている。

被害者に加えられた不当な行為を処罰し、及び被害者を救済するために、国内法のなかに刑事、民事、労働、および行政上の制裁を盛り込み、それらを強化すること

暴力防止と加害者の訴追を強調しながら、女性に対する暴力の根絶に向けての実効性を確保するための法の制定、履行、見直しを行うこと

暴力にさらされている女性の保護、被害者への補償・賠償、および被害者の回復を含む、公正かつ実行的な救済へのアクセス、および加害者の更生を確保するための措置を講ずること

2000年に北京行動綱領の5年間の実施状況に対する評価と見直しが行われた際にも、再び各国政府に対し、これらのことが要請された。

そして現在、国際人権基準に沿い女性や少女への暴力防止に取り組み、それを罰する国内法を2015年までにすべての国で制定・施行するという目標が、国連事務総長主導のキャンペーン「力を合わせよう～女性への暴力根絶にむけて」で掲げられている⁶⁾。

このように女性に対する暴力に対する国際的な取り組みがなされ、国連総会は加盟国に対し、法的枠組みを強化するように求めてきた⁷⁾。

2009年、女性差別撤廃委員会は日本の第6次レポートに対する総括所見を発表した。同委員会は、女性に対する暴力については、前回審議後のDV防止法を歓迎するとしながら、日本が一般勧告第19号を完全に活用することを要請した。女性に対する暴力に関する施策を強化すること、そして公職にあるもの、特に警察官、裁判官、保険担当職員、ソーシャルワーカーが関係法律を熟知し、女性に対する暴力に敏感で、被害者に適切な支援ができることを要請したのである（para.31-32）。

女性差別撤廃委員会は、前回の審査で勧告された多くの問題を、日本政府が放置し続けてきたことを厳しく指摘している。そしてDV防止法の一部改正を歓迎するとしながらも、さらなる改善を求めている。このような日本の現状は、DVがジェンダー秩序に起因する「男性による女性への暴力」という問題であることを軽視してきた結果であろう。

第4章 DV防止法再改正に向けての提言

DV防止法において、DV被害者の範囲の拡大が必要である。事実婚関係と同棲カップルとの線引きをすることは困難であり、同居していないカップル、いわゆる恋人関係においてもDVが存在する。DV防止法の対象として恋人関係にあるものを含めるべきである。

その他DV防止法については、まず暴力の定義を包括的なものにすべきである。現行のDV防止法では「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を「配偶者からの暴力」としている（第1条1項）。性暴力、精神的暴力、経済的暴力に広げて暴力の定義を盛り込み、明記する必要がある。さらに、被害者を支配し苦しませるDVの暴力は身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のなかに含むことができない形態のものも存在することを忘れてはならない。

第3次男女共同参画基本計画が2010年12月に閣議決定された。その中の第9分野が「女性に対するあらゆる暴力の根絶」にあてられている。そこでは「女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であると共に、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題である。特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多

様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められる。(略)女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進する」と基本的な考えが書かれている⁸⁾。女性に対する暴力を重大な人権侵害とし、現状に応じた対応をしていかななくてはならないという認識があることがみてとれる。しかしながらこの目標との落差が大きいのが現状である。そして依然として加害者処罰や賠償責任を含む加害者対応についてはそれほど配慮ははられていない⁹⁾。

DVは長い間事実として女性の生活の中に存在していたが、そこに「DV」という語が与えられるまでその存在は見えないものであった。語が与えられ、認知されることによってようやく社会的に対応しなければならぬ問題であると認知され、法整備がはかられるようになった。デートDVという問題がようやくではあるが少しずつ認知されてきた今、現状と向き合い個人的な事柄として見て見ぬふりをして被害者に責任を押し付けるのではなく、国が対応しなくてはいけない人権侵害として法整備を進めていかななくてはならないのではなかろうか。

そのためには、加害者プログラムを制度として明確に位置付けることが必要である。DV行為が暴力であるということ認識させ、パートナーとの平等な関係の在り方を教えるといった加害者の更生・教育を適切に行うことは、被害者の継続的な安全を保障し、安心して日々を送るために不可欠なことである。そして、さらなる被害者が出ないようにするために、これから加害者が関係をもつであろう相手、さらに社会にとっても必要なことである。社会における男女不平等な規範であったり、刷り込みによる恋愛観であったり、加害者の加害者性は個人の問題であると言い切ることができないであろう。刑事的対応のみで、加害者に対する教育的対応が行われなければDVの根本的な解決はありえない。

現行のDV防止法の第4章では、被害者が保護命令を裁判所に申し立てることができるのは、暴力が被害者自身の生命等に対する脅迫を受けたものに限定されている。すなわち、DVの被害者は生命の危機に至らない限り法的保護を受けることが出来ない。これは被害者の保護という観点では不十分である。裁判官や検察官、警察官、弁護士などの法律を現場で運用する人がDVの問題について正しい理解をしていないと、被害者が二次被害を受けたり、適切な救済を受けることができない可能性がある。そのため、研修制度を導入し被害者が傷つけられることなく的確な保護を受けられるようにすべきである。

おわりに

DV防止法の制定により、それまで民事不介入の原則の名の下に見逃されてきた親密な関係における暴力について、犯罪行為として法律の上で明記されることになった意義は大きい。だが、その法の適用範囲が法律婚関係とそれに準ずる事実婚関係のみに限られるという決定的な欠陥をはらんでいる。デートDVは公的領域における一般犯罪と同列に扱うとの認識が示されている。しかし、実際には恋人関係は公的な領域よりもむしろ私的な領域に属する。したがって、一般犯罪と同列に扱われることは非常に困難で、結果としてそこに存在する暴力を放任することになっている。つまりDV防止法は、DVがジェンダー秩序に深くかかわっている暴力であること、家庭内や恋人間という私的で閉鎖的な関係で、繰り返しさまざまな暴力をふるうことによって、暴力的日常・暴力的環境をつくりだし、被害者の生きる力と自尊の感情や自己コントロール感を弱めて、人間としての尊厳を奪うという人権侵害であるというDVの特質を捉えた上で制定されたのではなく、DV防止法において対象とされている配偶者間、事実婚関係の間の暴力の犯罪化にのみ焦点が絞られたものである。

ストーカー規制法によってデートDVが対処され語られることによって、本来はDV事件であることが潜在化されてしまう。デートDV事件に対応するのはストーカー規制法であるため、メディアでは「交

際のもつれ」というような表現をされがちである。そのことによってDVという語は人々の目に入らずデートDV事件であったということが認識されず、デートDVの存在自体をますます不可視化させてしまう。

DV防止法において、DV被害者の範囲の拡大が必要である。現代のパートナー関係のあり方は多様であるという現状で、事実婚関係にあるカップルと同棲カップルとを区別して暴力の保護の対象とするか否かを定めることは不可能である。さらに、同居していないカップル、いわゆる恋人関係においてもDVが存在することは明白である。恋人関係のDVは、DV問題に対する認識不足から一般の暴力として扱うこととされ、いまだに放置されている。デートDV問題が顕在化した今、同居していないカップルをDV防止法の対象としないことは「個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」暴力を容認していることと同じである。DV防止法の対象に恋人関係にあるものも含めることは、人権の擁護と男女平等の実現のために制定されたという同法の目的にかなうものである。

[注]

- 1) 北仲千里「あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題」『Gender and sexuality : journal of Center for Gender Studies, ICU』(国際基督教大学)、第5号、2010年3月、95頁
- 2) 南野参議院議員の発言〔第151回国会衆議院法務委員会会議録第8号、2001年4月6日〕
- 3) 安部哲夫「ストーカー規制法とDV防止法をめぐって」『法律時報』(日本評論社・2003) 69頁
- 4) 松村歌子「DV事件における警察の対応と損害賠償請求訴訟」『法と政治』(關西學院大學法政學會・2005年) 52-53頁
- 5) 戒能民江『DV防止とこれからの被害当事者支援』(ミネルヴァ書房・2006年) 73頁
- 6) 国連事務総長キャンペーン “Unite to End Violence against Women”
<http://endviolence.un.org/> (2012/06/30)
- 7) 国連 経済社会局 女性の地位向上部「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(信山社・2011年) 10頁
- 8) 第3次男女共同参画基本計画・第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/3-12.pdf> (2012/07/10)
- 9) 国際連合女性の地位向上部「政府・議員・市民団体・女性たち・男性たちに 女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック」(梨の木舎・2011) 154頁

[参考文献・参考資料]

阿部哲夫「ストーカー規制法とDV防止法をめぐって」『法律時報』72巻2号(2003年2月・日本評論社)
浅野富美枝・池谷壽夫・細谷実・八幡悦子編『大人になる前のジェンダー論』(2010年・はるか書房)
伊田広之『ストップ! デートDV—防止のための恋愛基礎レッスン』(2011年・解放出版社)
女性のためのアジア平和国民基金編『DV加害者への取り組み—アメリカでの手法を参考にして—』(2001年・女性のためのアジア平和国民基金)
NMP研究会・大西洋世編『ドメスティック・バイオレンスと裁判—日米の実践』(2001年・現社人文社)
江原由美子・金井淑子編『ワードマップ フェミニズム』(1997年・新曜社)
江原由美子編『性・暴力・ネーション』(2001年・勁草書房)
エレン・ペンス&マイケル・ペイマー編著(波田あい子訳)『暴力男性の教育プログラム—ドゥルース・モデル』(2004年・誠信書房)

「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『ドメスティック・バイオレンス』（2000年・有斐閣）

戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』（2002年・不磨書房）

戒能民江『DV防止とこれからの被害当事者支援』（2006年・ミネルヴァ書房）

加藤尚武編『応用倫理学事典』（2007年・丸善）

北仲千里「あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題」『Gender and sexuality : journal of Center for Gender Studies, ICU』第5号（2010年3月・国際基督教大学）

草柳和之『ドメスティック・バイオレンス 新版 男性加害者の暴力克服の試み』（2004年・岩波書房）

草野亜紀夫「共有と感動がケータイ小説「恋空」を生んだ（ビジネス事例）」『ネットコミュニティ白書』（2009年・メディアクリエイイト）

国連経済社会局女性の地位向上部特別非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ編訳『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』（2011年・信山社）

国際連合女性の地位向上部『政府・議員・市民団体・女性たち・男性たちに 女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック』（2011年・梨の木舎）

澤田知樹「日本のDV法は後進的か？—米国DV法と対比して考える」『経済理論』341号（2008年1月・和歌山大学経済委理論）

財団法人横浜市女性協会編『女性問題キーワード111』（1997年・ドメス出版）

ジェイン・ビルチャー＝イメルダ・ウィラハン（片山亜紀訳）『キーコンセプト ジェンダー・スタディーズ』（2009年・新曜社）

シャーマン・L、バビオー（大島静子＝キャロリン・フランシス他訳）『女性への暴力—アメリカの文化人類学者がみた日本の家庭内暴力と人身売買』（1996年・明石書店）

ジャルナ・ハマー＝メアリー・メイナード編（堤かなめ監訳）『ジェンダーと暴力—イギリスにおける社会学的研究』（2001年・明石書店）

女性のためのアジア平和国民基金編『DV加害者への取り組み—アメリカでの手法を参考にして—』（2001年・女性のためのアジア平和国民基金編）

鈴木隆文＝麻鳥澄江『ドメスティック・バイオレンス—援助とは何か 援助者はどう考え行動すべきか』（2003年・教育史料出版会）

双風舎編集部『バックラッシュ!』（2006年・双風舎）

高田昌代「デートDVとは」『思春期学』28巻2号（2010年6月）

棚村政行『結婚の法律学』（2002年・有斐閣）

角田由紀子『性差別と暴力』（2001年・有斐閣）

DV問題研究会『Q&A DVハンドブック～被害者と向き合う方のために～改正版』（2006年・ぎょうせい）

特定非営利活動法人エンパワメントかながわ『デートDVについての意識・実態調査報告』（2007年・横浜市市民活力推進局男女共同参画推進課）

富安俊子・鈴井江三子「ドメスティック・バイオレンスとデートDVの相違および支援体制の課題」『川崎医療福祉学会』18巻1号（2008年6月）

豊田正義『DV—殴らずにはいられない男たち』（2001年・光文社）

内閣府男女共同参画局編『女性に対する暴力の予防啓発に関する調査報告書』（2007年・内閣府男女共同参画局推進課）

ニクラス・ルーマン（佐藤勉・村中知子訳）『情熱としての愛—親密さのコード化』（2005年・木鐸社）

日本DV防止・情報センター『DV防止法活用ハンドブック』（2002年・朱鷺書房）

日本DV防止・情報センター『ドメスティック・バイオレンスへの視点』（2005年・朱鷺書房）

長谷川京子「デートDVと法的対応」『思春期学』28巻2号（2010年6月）

ミッシェル・ハーウェイ＝ジェームズ・M・オニール編（鶴元春訳）『パートナー暴力—男性による女性への暴力の発生メカニズム—』（2011年・北大路書房）

南野知恵子他監修『詳解DV防止法』（2004年・ぎょうせい）

若桑みどり・加藤秀一・皆川満寿美・赤石千衣子編著『「ジェンダー」の危機を超える！ 徹底討論！ バックラッシュ』（2006年・青弓社）

水野紀子『ジェンダー法・政策研究叢書 第6巻 家族—ジェンダーと自由と法』（2006年・東北大学出版会）

日本DV防止・情報センター『かもがわブックレット124ドメスティック・バイオレンス—在米日本女性のたたかひの記録』（1999年・かもがわ出版）

日本DV防止・情報センター『弁護士が説くDV解決マニュアル』（2005年・朱鷺書房）

松村歌子「DV事件における警察の対応と損害賠償請求訴訟」『法と政治』（2005年・關西學院大學法政學會）

森川ゆり『ドメスティック・バイオレンス～愛が暴力に変わるとき』（2003年・小学館）

山口佐和子『アメリカ発 DV再発防止・予防プログラム』（2011年・ミネルヴァ書房）

山下泰子『女性差別撤廃条約と日本』（2010年・尚学社）

レノア・E・ウォーカー著（斎藤学監訳）『バタードウーマン虐待される妻たち』（1997年・金剛出版）

第3次男女共同参画基本計画 第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/3-12.pdf>（2012/07/10）

国連事務総長キャンペーン “UNITE to End Violence against Women”
<http://endviolence.un.org/>（2012/6/30）

内閣府『男女共同参画白書 平成21年版』
<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h21/gaiyou/html/honpen/index.html>（2010年10月18日）

山形子育て推進部青少年・男女共同参画課「平成23年度デートDV実態調査報告書」（2012）
http://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/danjo/dv/8010003date-dv_chousa.html（2012年6月27日）

CEDAW/C/JPN/CO/6
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/co/CEDAW.C.JPN.CO.6.pdf>

Department of Justice, Office on Violence Against Women
<http://www.ovw.usdoj.gov/>

VAWA1994（Violent crime Control and Law Enforcement act of 1994 Title4 Sec.40001-40703）
<http://www.4uth.gov.ua/usa/english/laws/majorlaw/gun94.pdf>

VAWA2000
<http://www.state.gov/documents/organization/10492.pdf>

VAWA2005
<http://www.ncadv.org/files/VAWA2005enrolled.pdf>

グローバル — 第 12 号 —

2013年 発行

発行者 並木 真人

発行所 横浜市泉区緑園 4-5-3
フェリス女学院大学大学院
国際交流研究科
電話 045-812-8283